

名簿登録者を指名停止

1 事案の概要

株式会社大京穴吹建設は、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和8年9月28日、公正取引委員会から同法の規定に基づき、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

このことは三木町建設工事指名停止等措置要綱別表第13号（独占禁止法違反行為／県外）に該当するので、同要綱第1条に基づき、指名停止を行う。

2 指名停止業者名、所在地及び指名停止期間

株式会社大京穴吹建設 代表取締役 大平 幸司

高松市藤塚町1-11-22

令和8年10月16日 から 令和9年4月15日 まで（6か月間）